

現代日本の投票方法に関する考察

1200493 野村 祐貴

高知工科大学 経済・マネジメント学群

1. 概要

本研究は、様々な投票方法があるなかで、今なお国政選挙において自書式投票を行う我が国の投票方法は望ましいものなのかについて既往研究をもとに推論していく。

2. 背景

現在、日本の国政選挙における投票は自書式投票により行われている。しかし、IT化の進んでいる現代、記号式投票や、電子投票といった投票方法が世界で使われるようになってきているが、日本は地方選挙では条例を定めることにより使えるのみで、国政選挙では認められていない。自書式投票はデメリットとして疑問票、無効票が出ることや、開票時間に時間がかかることが挙げられる。記号式投票や電子投票は無効票が出づらく、開票時間も早い。実際、日本の地方選挙で行われた際、最大で2時間ほど開票時間の短縮をしている。そのため、より多くの自治体が電子投票をする動きをしてもおかしくないように思える。しかし、電子投票条例を制定したのは10団体でそのうち4団体は条例廃止している。その理由として、岐阜県可児市の市議会議員選挙において裁判で選挙無効の判決が上がったことが小さくない影響である。

その裁判は、電子投票機の記録媒体の温度が上昇により電子投票機が機能停止し電子投票が中断するという事態となり全投票所で断続的に15分から40分程度、最大で1投票所あたり通算で1時間23分投票できない状態がおきた、投票端末の反応が鈍くなった際、技術職員が誤って投票操作を行ってしまい、投票総数を投票者数が上回ってしまったというようなトラブルが発生したことにより、住民らが選挙無効訴訟を提起し裁判所より選挙を無効とする判決が言い渡された。

また、無効となったのはこの選挙だけだが、ほかの電子投票でも多くの事例でトラブルが起きていた。このようなこともあり電子投票の実施を見送った自治体が少なからずいるだろう。

しかし、自治体としては選挙事務の効率化、迅速化を図ることができる。選挙人としても、無効票や疑問票がなくなることで正確な意思が反映される、障害を持つ有権者も自力で投票できるようになる。また、紙資源を節約し環境保護にもつながるといったメリットがあるためほかの投票方法を導入したいと考える自治体もいると考える。

どちらが正しいか一概に言えない。

3. 目的

本研究は、今までに作られた論文をまとめることで、現在の日本で行うに望ましい投票方法を推論し提案する。

4. 研究方法

日本の投票に関する既往研究と同時に、海外での投票に関する既往研究をまとめ概観しその特徴を考察し、現在、将来の日本の投票方法について推論を立てる。

5. 事例

論者によって電子投票の定義が違うため、本研究での定義は、電子機器を用いた投票とする。

5.1 国内の事例

「電子機器利用による選挙システム研究会」によると、選挙システムへの電子機器の導入を以下の3段階に整理している。

第1段階：選挙人が指定された投票所において電子投票機を用いて投票する段階

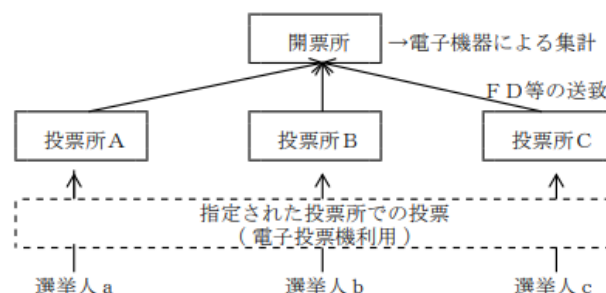


図1

第2段階：指定された投票所以外の投票所においても投票できる段階

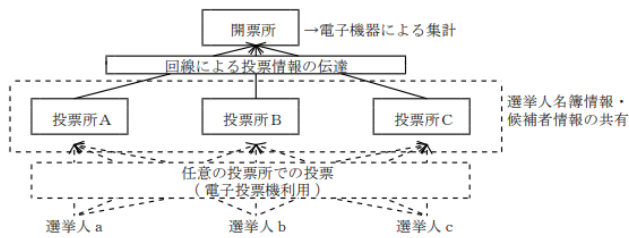


図 2

第 3 段階：投票所での投票を義務づけず、個人の所有するコンピュータ端末を用いて投票する段階

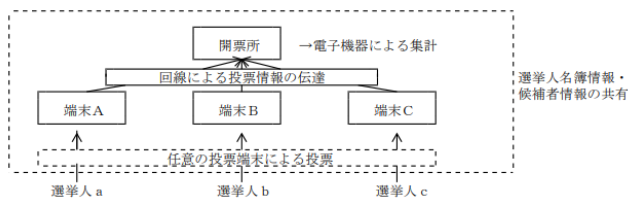


図 3

第 1 段階は、電子投票機を導入する段階である。そのため、この段階は投票自体を電子機器で行うということを想定している。

第 2 段階は、各投票所に導入される電子投票機を専用回線につなげネットワーク化する段階である。また、投票所を指定しないため、本人確認に選挙人名簿のネットワーク化、候補者情報の共有が必要となってくる。

第 3 段階は、選挙人個人が所有するコンピュータ端末を用いて投票する段階である。そのため、投票所が必要なくなるが、オープンネットワークを利用することになるため、セキュリティの問題や電子機器を使いこなせない人たちがいるという情報格差、なりすましを防ぐための個人認証、投票に立ち会う第三者がいないため自由な意思による投票が確保されず、投票の強要や買収が起きるといった可能性が出てくる。このように、段階が上がるごとにメリットが増える一方、投票に必要なシステムが増え、新たにセキュリティや本人認証といった問題が出てくる。

電子投票は、選挙事務の効率化や選挙人の利便性の向上に効果のある投票方法である。しかし、各段階において解決しなければならない問題がある。また、選挙システムの変更に国民の合意が必要となってくる。そのため、国民に電子投票のメリットを実績の積み重ねにより信頼性を上げなければならない。

5.2 海外の事例

5.2.1 エストニア

エストニアは、2007 年から第 3 段階の選挙を導入している。湯浅によるとそこには 3 つの要因があるとしている。1 つは、インターネットの普及度と高い水準にある電子政府の浸透度。2 つ目は、電子投票への世論の支持、最後に導入しやすくする法整備と、法解釈である。特に 3 つ目に関しては、IC チップを内蔵し、電子署名を可能にした ID カードの存在が大きな影響を与えている。この ID カードは身分証明書としての保持を義務付けられている。そのため、第 3 段階の電子投票を行う上での課題として挙げられた個人認証を行うことが可能となり、成りすましの発生確率を低くしている。

また、エストニアの電子投票は投票期間内であれば何度でも変更することができるという特色もある。これは、自由な意思による投票が確保されるという課題を解決する手段となっている。しかし、この特色は多重投票を防止するシステムを作り上げなければならないことである。これに対し投票内容を暗号化しそこに電子署名をすることにより、誰が投票したかは把握できるが、内容まではわからないようにする二重封筒方式を用いることで対応した。

5.2.2 アメリカ

アメリカでは、2008 年の大統領選挙においてマークシートを光学スキャンする方式を採用した選挙人の数が過半数を超えた。これには次のようなことが背景にある。2004 年の大統領選挙で多くの州が DRE 方式電子投票機を使用した。数々の障害を起し選挙人から使用に対する危惧が高まった。そのため、各州は別の方法を採用するか、DRE 方式電子投票機に有権者の確認をへた紙の監査証跡の発行を義務付けることが主流となっている。この別の方法がマークシートを光学スキャンする方式である。監査証跡紙発行を義務付けてもなお反対論や、懐疑論が根強い。アメリカの電子投票の主流は光学スキャン方式となっている。

6. 推論

日本がエストニアのような第 3 段階の電子投票を導入することはまだ先のことであると考え。エストニアには身分証明書となる ID カードがあり、かつ電子署名まで可能となっているものである。日本にも身分証明書となるマイナンバー

カードがある。しかし、電子署名が可能となっているわけではなく、個人認証を行うことは難しくなっている。また、日本でエストニアの選挙をそのまま導入しようとする問題となることがある。それは、秘密投票である。エストニアの二重封筒方式は、だれが投票したかがわかってしまう。そのため、それに関しては秘密の保持ができないことになっている。

アメリカを見ると、記号式のマークシートを光学スキャンで読み取っている。記号式投票を行う際、選挙運動期間中に投票用紙の調製が難しいこと、選挙期日前に候補者が死亡するといった事態に対応が必要となる、といった理由により採用が難しいとされてきた。これらはシステムを構築すれば対応できると思われる。しかし、すべての投票に使えるとは言えない。なぜなら、参議院選挙の非拘束名簿式比例代表制があるからである。これに対応しようとするすべての候補者を載せなければならなくなる。数字を当てはめて対応しようすると、誤記入の可能性が高まることや候補者に数字が割り当てられる際不公平になることも考えられる。

このように、見ていくとやはりそれぞれの国に合わせた投票方法がとられているとわかる。しかし、すべてが合っていないわけではない。

アメリカの方法は、参議院の非拘束名簿式比例代表制を除けば適しているとも思える。1枚のマークシートに収まる範囲の候補者で行われる選挙では有権者にとって考えると自書式と変わらず、選挙事務の観点から考えると開票時間の大幅な短縮につながるが、投票用紙にかかるコストが増大する恐れがある。選挙無効の判決が言い渡された裁判があり、電子投票条例を廃止した自治体もあることから電子投票の信頼度は低いといえる。そのため、日本で電子機器を用いた選挙を行うのであれば信頼性の回復が非常に重要なものとなってくる。また、国政選挙に導入しようとしなない動きもより一層自治体が電子投票をしようとしなない理由ともなってくる。現在、政府が投票方法を変えようとしている動きは見られない。

これらをもとに私が、現在もっとも日本にあっていると思う投票方法は自書式投票である。

エストニア式の第3段階の投票方法は、今の日本では課題の多すぎるものとなっている。特に本人認証においてマイナ

ナンバーカードと同時にもう1つ電子署名や指紋のような個人にしかできないものが登録されると可能となると考える。しかし、選挙人すべての登録を済ませるには時間がかかるため、将来の選挙では有用なものであるだろう。

アメリカのマークシートの光学スキャンは今すぐにでも取り入れられるものであると考える。しかし、開票時間は短くなる代わりに導入のコスト、投票用紙にかかるコストがその分かかってくる。そのように考えると変えずに自書式投票を行うことがよいものとなってくる。

7. 今後の動向

今後、時代を経るにあたり技術のさらなる進歩もあり他国の電子投票への移行はさらに増えるであろう。しかし、日本は導入できないわけではない。現在の電子投票に対する不信感を取り除くことにより、電子投票への動きは一気に進むと考える。

将来国政選挙にまで電子投票が普及し、選挙の投票率が上がり、政治が活発になることを望む。

8. 謝辞

本研究を行うにあたり、指導教員的那須清吾教授、並びに那須研究室の皆様には多大な御協力を頂きました。心より感謝を申し上げます。

参考文献

- ・湯浅 壘道 「各国の電子投票制度（河津八平教授退任記念号）」 『九州国際大学法学論集』 3号 2008年
<http://id.nii.ac.jp/1265/00000013/>
- ・湯浅 壘道 「エストニアの電子投票」 『社会文化研究所紀要』 65号 2009年
<http://id.nii.ac.jp/1265/00000401/>
- ・湯浅 壘道 「電子投票に関する法制度の近時の動向」 『社会文化研究所紀要』 67号 2011年
<http://id.nii.ac.jp/1265/00000411/>
- ・田中 宗孝 「新しい投票方式・電子投票の可能性と課題」 『選挙研究』 20号 2005年
https://www.jstage.jst.go.jp/article/jaes1986/20/0/20_0_45/_pdf/-char/ja
- ・「電子機器利用による選挙システム研究会報告書」 2002年
https://www.soumu.go.jp/main_content/000632598.pdf

・柳瀬 昇 「地方選挙における電子投票をめぐる争訟
—岐阜県可児市電子投票選挙無効訴訟判例評釈—」 『選挙
研究』 24巻2号 2009年

[https://www.jstage.jst.go.jp/article/jaes/24/2/24_74/_
pdf/-char/ja](https://www.jstage.jst.go.jp/article/jaes/24/2/24_74/_pdf/-char/ja)

・小倉 一志 「電子投票に関する一考察」 『商學討究』
65巻4号 2015年

[http://hirakuma.sakura.ne.jp/blog-cms/wp-
content/uploads/2016/06/%E9%9B%BB%E5%AD%90%E6%8A%95%E7
%A5%A8%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E4%B8%80%E8
%80%83%E5%AF%9F.pdf](http://hirakuma.sakura.ne.jp/blog-cms/wp-content/uploads/2016/06/%E9%9B%BB%E5%AD%90%E6%8A%95%E7%A5%A8%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E4%B8%80%E8%80%83%E5%AF%9F.pdf)

・投票環境の向上方策等に関する研究会「投票環境の向上方
策等に関する研究会報告」 2018年

https://www.soumu.go.jp/main_content/000568570.pdf

・総務省ホームページ

・電子投票システム調査検討会 「電子投票システムの信頼
性向上に向けた方策の基本的方向」 2006年

https://www.soumu.go.jp/main_content/000632600.pdf

図1～3はこの報告書より抜粋